類聚名物考

百七

和書門 類 二七七九八號 二函 四架 一六一冊

内閣文庫

内閣文庫 和書 類 二七七九八號 一五六冊 二〇九函 一四架

（十二百冊）

内閣文庫		
番號	和 27798	
冊數	156 (120)	
函號	209	106

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館 National Archives of Japan

書籍 一

同 二

類聚名物考 百七巻

明治十二年謄寫

日本政府圖書
内閣文庫

類聚名物考

書籍部

一之二

類聚名物考

書籍部

旧

一

二

印版　板本　板印

印版のことは唐土にては李唐の代より始まれりといへり　皇朝にては
その始つまびらかならず　古くは元久の比に法然上人
の選択集を板に彫せられしよし　山門の牒に見えたり　又
足利の学校にて出せる書をば足利版と
いへり　又夢窓国師の語録仏書詩集など版となせり
又其後義堂禅師これに傚ひ仏書はさらなり外の書も漢文なる
このころほひの禅刻とていへる物は詩集などなほ世に遺れり
されど世には多くは活版と見えて今の世に至りて写版の
さうし行はる　その初めは常の御子中院道伴と云ものの
多く紙板とて今は古本とのみいひこの書世にはあまたあり
見えたり

元史巻 王珣傳 裕宗問心之所守恂曰許衡嘗言人心如印板惟板本不差則雖摹千萬紙皆不差

今按するに内典の板の事西山上人付[寂恵上人西山流の祖]法然上人の弟子なり上人に
を建立せし所なり西山法師を師として観経浄土論を
迷惑せしめ此ケ所西之書其書の大乗経天台六十巻
浄名經涅槃經疏菩薩戒義記顯戒論守護大戒論等ことごとく
板にせられて未来の益をなせり
其寺院の開刻のことを申さば太上天皇八十代高倉院治承
元年丁酉誕生寛喜元年丁未正嘉年法輪寺[八十]
にて上り玉ふ白川に遷化あそばす入滅[溘]俗寿七十一之時なり
このとき經典の板新に[illegible]
五部大乗經とは花厳經六十巻新訳八十巻大集經五十巻
大品般若經とは大宝積經百廿巻涅槃經四十巻之經[捨]
初めには宝積經を除き法華經を入れて天台の六十巻は法華
玄義十巻釈籤十巻法華文句十巻疏記十巻摩訶止観
十巻弘決十巻を云之天台浄名經疏十巻章安涅槃經
疏十五巻菩薩戒義已上天台菩薩戒義記二巻[又は]菩薩戒義疏と云顯[illegible]

戒論ハ伝教大師著述三巻 顕揚大戒論八巻ハ慈覚大師作

○夢渓筆談 沈存中 板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五経已後典籍皆為板本

○石林燕語 葉夢得 世言彫板印書始馮道此不然但監本五経板道為之爾柳玭訓序言其在蜀時嘗閲雲（書）肆云字書小学率彫板印紙則唐固有之矣但恐不如今之工国朝淳化中復以史記前後漢付有司摹印自是書籍刋（刊）鏤者益多

○豫章漫抄 陸子淵 揮塵録云毋昭裔貧時借文選不得發憤云異時若貴当板鏤之以遺学者後至宰相遂踐其言子淵政（以）為与馮道不知孰先要之皆出柳玭後也

○経籍会通 胡元瑞 燕間録云隋文帝開皇十三年十二月八日勅廃像遺経悉合（令）彫板此印書之始元瑞以為摭（拠）朝説則印書実自隋朝始又在柳玭先不特馮道毋昭裔也弟尚

有可疑者隋世既有彫本吾唐文皇故不擴其道制廣刻
諸書復盡選五品以上子弟入弘文館鈔書何耶意隋世所彫特
浮屠経像蓋六朝崇奉釈教致然未及経籍也唐
至中葉以後始漸以其法彫刻諸書至五代而行至宋而盛
於今而極吾此確然可信者也然宋時刻本尚希蘇長公李
氏山房記謂国初薦紳即史漢二書不人有揮塵録謂當時
仕宦多傳録諸他可見矣

○宋史巻 邢昺傳 景徳二年上幸国子監閲庫書昺曰
臣少従師業儒時経具有疏者百無一二力不暇傳写也今
板本大備士庶家皆有之斯乃儒者逢辰之幸也

活板　くわつじばん　植字板

○通雅 板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五
経已後典籍皆為板本慶暦中有布衣畢昇又為活
板其法用膠泥刻字薄如銭唇毎字為一印火焼令
堅先設一鉄板其上以松脂臘和紙灰之類冒之欲印
則以一鐵範置鐵板上乃密布字印満鐵範為一板持
就火煬之藥稍鎔則以一平板按其面則字平如砥若止
印三二本未為簡易若印数十百千本則極為神速常作
二鉄板一板印刷一板已自布字此印者纔畢則第二板
已具更互用之瞬息可就毎一字皆有数印如此也等
字毎字有二十餘印以備一板内有重復者不用以紙
帖之毎韻為一貼木格貯之有奇字素无備者旋刻之以艸
火焼瞬息可成不以木為之者文理有疎密沾水則高下

不平兼与菜相粘不可取不若燔土用訖再火之令菜綰
以手拂之其印自落殊不沾汚昇死其印為予群藏所
得至今保藏

○彫板之起

筆叢　葉少蘊云世言彫板始自馮道此不然但益本
始馮道耳柳玭訓序言其在蜀時嘗閲書肆所鬻字
書小学率雕木則唐固有之陸子淵豫章漫抄引揮塵
録云毋昭裔貧時嘗借文選不得發憤云異日若貴當板
鋟之以遺学者後至宰相遂踐其言子淵以為与馮道不
知孰先要之皆在柳玭後也詎閲陸河汾燕問録云隋文
帝開皇十三年十二月八日勅廢像遺經悉令雕板此印書
之始據斯説則印書實自隋朝始又在柳玭先不特先
馮道毋昭裔也第尚有可疑者隋世既有雕木吾唐文皇
胡不曠其遺制廣刻諸書復盡選五品以上子弟入弘文
館鈔書何耶余意隋世所雕時浮屠經像蓋六朝崇
奉狀激致然未及緊雕他籍也唐至中葉以後始漸以
其法彫刻諸書至五代而行至宋而盛於今而極矣以上
經籍會通

夢溪筆談 板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五經已後典籍皆為板本 慶暦中有布衣畢昇又為活板

○石林燕語 唐以前書籍皆寫本未有摸印之法

○瑯琊代醉編 卅丁 石林燕語載書傳彫板始馮道此不然但監本五經板道為之耳 柳玭詩序言其在蜀時嘗閲書肆三字書小学率彫板印紙則唐已有之矣 河汾燕閒録載隋文帝開皇十三年十二月勅廢像遺經悉令雕撰此印書之始在隋已然

本朝書籍印版

本朝にて書籍を印板にせしは元亀の頃始まれるにや活字
板なりしを刻板の始りしは慶長の末よりなりと聞しと云ふ
然るにあるを見しに後陽成院の御宇に論語あり其の論語を享禄元年
戊子五月和泉にて刻せしは明和元年甲申まで我曽
四十年已前東山殿の頃なる論語の跋にて宝府には我時公の
時より[illegible]享禄元年丙申まで九年とのこと之久
は源家の時なれは[illegible]考へまでの論語の[illegible]

○論語之書行於東邦久而未有刊者故轉写之訛烏而焉焉而馬
覧有多困彼此不一泉南宗仲論師偶訂諸本善不善者是從且改
因命工鏤板期某帰一以便於覚者且曰非敢擴之天下卿備家
而已於戯今日家書乃天下書也学者思諸
享禄戊子孟冬初一日正三位行侍従臣清原朝臣宣賢

○東見記上　天子勅錦繍段板本賜五山僧永雄及古硎作詩
奉謝之永雄云恩風高自楓宸起分入僧衣錦繍紅古硎
云沿涯叢社賜之後要見坡翁錦繍文
この東見記ハ林道春の著也勅語を集めし五山の僧徐繍
此の板本をもひしるさす東福将軍家の御覧
にて其にも下行せられしとみゆ

大内本
山口本

○老人雑話（右村松斎語）大内家ハ西国の大名にて周防の山口の
城下に在住紙を漉して書籍を摺せて[illegible]
ハ大内本といひ山口本といふ

活版　植字

活字版とは植字といひて碁局のごとき器の中へ一字づゝを
植並べて摺いだすことなり　されば古版は植字は
似すものとこれを誤言とは皆の界の字の角をみけてさ
を活字也と思ふ　これ字を植てくりかへしたるとして
元和寛永の頃許りは其の頃まで手にみけれどもなり
東照宮の勅命にて初めて此の世に出でさせ給ひし活版
を作らしめられしに書物あまた摺らせ給ひしとかや　その時
初めて刊行したる孝経論語中庸比丘貞観政要その外諸書
の類どもを施しあまた領知りしとぞ　いかなれども
かくこそ神君は何事にも心をとゞめさせ給ひしにこそ其の比丘
は世の中をさえして鋼の中まで沢山に作り出ださせ
給ふ

よろしくこゝに有世にも其の活字ハかくもこまやかなりしけれ
活字屋流の事ならて銅の活字をつくりしかとも又
ともなかれし物しきもあまりし又ハ楮紙のようハ文字かし
今の世にも一つろうしうましのくちてあらそひし世に紅
叢書まもりまた或人のいふこの活字本ハ京の叢の蔵書
まし叙の時の出雲のくのおりしもまうしまひて御ました
おもひそハ人ちとや其まゝしゝひきゝ云ひかくるよしをきしかい
いにし

学山録ニ 叢林方氏以遠 活板凡印書籍欲急于印行而取千箇
使者又有活板式称活字今俗所云植字是也此自宋時既
兆謂沈存中筆談云 慶曆中有布衣畢昇又為活板其法
用膠泥刻字薄如錢辰毎字為一印火燒令堅先設一鉄板
其上以松脂蠟和紙灰之類冒之欲印則以一鐵範置鉄
板上乃密布字印滿鉄範為一板持就火煬之稍鎔則
以一平板按其面則字平如砥若止印三二本未為簡易若
數千百千本則極為神速常作二鉄板一板印刷一板已自
布字此印者纔畢則第二板已具更互用之瞬息河就毎
一字皆有數印如之也等字毎字自二十餘印以備一板内自重
複者不用則以紙貼之毎韻為一貼木偺貯之有奇字素無備
者旋刻之以草火燒瞬息可成不以木為之者木理有疏密

沾水則高下不平兼与薬相粘不可取不若燔土用訖再火令薬鎔以手拂之其印自落殊不沾汚昇死其印為沈括昆従所得至今保蔵

胡元瑞曰今無以薬泥為之者惟用木称活字云今按朝鮮書典多用活字者或云多是鋳字而非用木者

皇朝中葉以来皆以活字行而惟木刻耳其用彫板印書者大抵慶長之比為始耳

夢渓筆談板印書籍唐人尚未盛為之自馮瀛王始印五経已後典籍皆為板本慶暦中有布衣畢昇又為活板

版本

今世版本と云ハ俗の称にして御事之西土の書ハみな西土の陶宗儀輟耕録ニ淳化祖石刻の条に云淳化中太宗令将書館所有増作十巻為版本而石本復以火断缺云々とあるを用て板本と云しなり

鏤版　墨板

○玉海五十四 宋太宗太平興国二年八月書成号曰太平廣記六年詔令
鏤版 廣記鏤本頒天下言者以為非学者所急収墨板蔵太清楼

棗木板

書の印本を鏤梓と云ふによりて其の版ハ梓なりと思ふ謬事之
梓とよりて一木の名あれとも云木の名せえの陶宗儀か輟耕
録第六淳化祖石刻の条にも云 今世言淳化閣帖用銀錠
欃棗 木板刻而以澄心堂紙李廷珪墨印者則伝慶椽
未之詵 故趙希鵠洞天清録集亦云用棗木板摹刻
故時有銀錠紋ことの徴とすへし

冷泉家古轄目録

続斎諧第十 栗天仲 同文通考云冷泉大納言為冨公の古書籍目
録を他人書写をと執られすして又云冷泉家書籍目録す藤人
書とい物ををとこ仲云上すへる目録す肥人出藤人出の名は
出ハ此同文通考の説すつきて件の目録 冷泉家の目録也と云 今是
志りを更書をみるて 永正二年八月写之師名とて 編者の
出ハ此書實と他人のをみるハ正しく名を以てす 一年よし
件の目録を見れハ此人とも書編をなさりし四十巻ありとき
文は人の出加へしかとも皆いはれ冷泉家の目録とハあらす件
の目録ハ和歌を廿一ほと寫て 寛文年中 長尾平兵衛といふ者
出書写して今流布を和歌ハ此目録ありしとなり

書籍古今真数多少

東湖の文書古今の時世真数さだかならず 西土にても先秦の文書はさのみ多からず
とみゆ 劉向父子か七略にのせたるも 世々の歴史にもみえず 經籍史通典通考
由りいでては大数はきこへず 封氏聞見録巻二に典籍の事を漢より以下の
書をて世々の多少をのせたり 其七略の書数凡万三千二百六十九
巻を其数此をことゆえたり 此後魏の時荀勗經史子集四部に分ち
甲乙丙丁の目とす 凡九千九百四十五巻ありき 此後にはにて 江左宋ノ文
帝の時謝霊運四部目録を作る 凡四千五百八十二巻ありき 元徽
の初め秘書丞王倹ありて目録をたて 八万五千七十四巻とあり
隋書經籍志によれば唐の武徳年中に書目を作る 四部凡八万六千九百六十六
巻其の中に浅俗無益の書三万六千七百八巻を除くと有 唐の開元年中に四部
目録を定めしに 五万八百五十巻 此自漢以来典籍之大数なりと
出せり

文字傳写失誤多き事

○細川幽斎 天台の東疏を書生の誤多くて義理の論義
しがたき事を 廬山竹中坊といふ所にひそかに校合せしめ
其本すてゝしらず あやまりを義理の理をつきて正しく論義
多かりしかば 問者の論義窮して由ありて相手をたすけ
ありよりして 天台六十巻の東疏正統を得たりとぞ傳へたり
はじめて此物語は傳聞書写の誤にてありしならば 義理の理
にたがふことをしりしより 謬誤ありし青之ありは京なるにも古今の真字
書寫の失誤を仏にも儒の如きも 道の魔障といふ
べしといひけり

脱簡　閒編

経学に文撰とあるをおもふに刊閒編は何にてもあれ人に
又いはゆる脱簡といへる刊せし文の字落ちたるにや経編といふも

○文撰　移書讓太常博士劉子駿以考学官所伝経或脱簡或閒編（善本作脱編）○注呂延済曰簡差也編比次也

典籍興廃

陸子潤記典籍興廃曰隋牛弘謂仲尼之後凡有五厄大約謂
秦火為一厄王莽之乱為一厄漢末為一厄永嘉南渡為一厄周
師入郢為一厄雖然経史且存与礼壁汲家之復出見於劉向
父子之所輯　者為書凡三万三千九十巻孔氏之旧蓋未嘗亡
也　至隋嘉則殿乃書三十七万巻可謂富矣○南朝盛時梁武
世芸私典籍七万余巻○唐世分為四庫開元著録者五万三千
九百一十五巻○宋建隆初三館有書万二千余巻自後削平
諸国尽収図書重以購募太平興国初六庫書籍正副本
八万巻○慶暦崇文総目之書三万六百六十九巻○洪容斎
謂御覧引用一千六百九十種○高宗渡江書籍散逸加意訪
求淳熈間類次見書凡四万四千四百八十六巻

此事は頼峯文集秋春与野静軒書牘の中に見ゆ湮

籍の大切さとなり

揮塵録 王明清 宋嘉祐中詔宋景文歐陽文忠諸公重修唐書時有蜀人呉縝者初登第(第)因范景仁而請于文忠願預官屬之末上書文忠言甚懇切文忠以其年少輕佻距之縝鞅〻而去逮夫新書之成迺從其間指摘瑕疵為糾繆一書至元祐中縝游宦蹉跎老為郡守与五代史纂注俱刊行之 文献通考 唐書糾繆 三十巻

青箱雜記 宋初釋賛寧獨以著書立言尊崇儒術為佛事故所著駁董仲舒繁露二篇難王充論衡三篇證葉(蔡)邕獨斷四篇雜作顔師古俗四篇非史通六篇答雜作靖史五篇折海潮論兼録二篇抑春秋無賢臣論一篇極為王禹偁所激 仏祖統記有王偁序賛寧文一篇其見

御製序

古昔の書籍ハ御製の物まゝあり序を布告する處も古くハ仁明天皇承和(和)の元年ニ御製の序今義行ニ引て神とし　されハ経寓(寓)文集ニ淳和天皇の御製序あり

酉陽

改齋漫録 宋呉曾能著 荊州記曰小酉山上石穴有千巻相傳秦人於此学因留之故梁湘東王山賦云訪酉陽之逸典

選文

撰集の事ある云々古人のいへる也小朝の梁の附金城刺史
院有高斎梁昭明太子于此斎輯文選とていへり是也
撰文の始なるハまきより黄晟暁か古今原始(云)梁時始有斎
名撰文始此とみえたるを古今にハ万葉集を撰まし
といふ是始なるへくこそあれ

實録　同上　贈樊著作詩　雖自(有)良史才直筆無所申
何不自著書實録彼善人編為一家言以備
史闕文　白氏文集少一

○文撰与楊徳祖書　曹子建　若吾志未果吾道不行則将来虚
宦之實録辯時俗之得失定仁義之衷成一家之言

○前漢書司馬遷賛曰有良史之才其文直其事覈不虚美
不隠悪故謂之實録○汪應砌曰言其實録事也

○古今原始黄晟暁　唐太宗　房玄齢等上高太宗実○書実
禄始于此　士

毛詩序 卜子夏 至王道衰礼義廃政教失国異政家異俗而変風変雅作矣国史明乎得失之跡、、

文集

古今原始 黄晟曉七 漢武帝 武帝之文始以集著○文集起于漢武帝

今田夫野老亦皆有集

牙籤

白牙籤 げせん

白牙籤青牙籤といふ事半札の名の様にかしいへるものあれと唐土の書物のふみにて儒籍并の書籍の見出しや さき ずくに帙のふたをかへ牙籤といふ帙の名を付する今世にも笹こまかせのふたにそれを申しましく深く見ゆるに世にもうりなこなりし今は文庫の書物を置きてまはりておるなるゆし

○活所遺藁五 庚辰元日詠懐二首

二十一史舊年排今古縱横在寸眸世上光華誰所羨

牙籤新帙照書楼

冊　巻軸　摺　簿袟〔帙〕

聽雨紀談　明都穆　書籍○今之書籍毎冊必数巻或多至
十餘巻此僅存巻之名耳古人藏書皆作巻軸鄴侯家
多書插架三萬軸是也此制在唐猶然其後以巻舒之
難因而為摺久而摺断乃分為簿袟〔帙〕以便検閲蓋愈遠
而愈失其真矣

今案するに皇朝にも書籍皆巻物にてありし也今も古筆ハ
さうしのやうなるを冊子と書て書と異同なれハ古の書籍考ふへし
手本にも書を不用の綴て帖となしたるを見て揃と云ふ
古記なとに帖ハ揃を一帖と云へり又有ハ此事も今も仏経とハ
揃ハ冊し帙ハまとめて綴りし帙之字を帙といへ昔
を用ひて和訓ひさまきとも帙の制にならひて作りたる
ゆゑ別けたる説ともありて二説也

首題
文書の初題のことく維摩経と云ふ所ハ支那梵本の諸経典にも
其の題ハ此れ又首題とし後世此れを外題とし云ふ嘉祥大師
云若梵本経題因形蓋方圓梵本諸経其題有言晋帝楞伽
経経藏取被遣其使者遅其時帝直使者若一切経同多
授探尋故遅此旨理故使者無咎其時道安法師明匠故
蒙勅諸経首題置是四義有一見題目知部法二智者以略
知廣三簡異餘部易見故四忘追生後見題得益故云云
浄影大師題置有三一如人提婆品又如浄名経二大般若
経三喩大雲経瓔珞経等也或人法喩或人喩或法喩單
複有七種題義題真如標鈔十五に選択而説抄しまた
了

筴 夾

○慈恩傳（六 十右）声論一十三部 凡五百二十夾 六百五十七部（云々）

（貞元本夾 作夾）

續日本紀（弟六）元明天皇 和銅之六年五月甲子 畿内七道（恐脱制字）諸国郡郷名著好字其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物具錄色目及土地沃塉山川原野名號所由又古老相傳舊聞異事載于史籍言上

帝王編年紀（弟十）和銅六年五月 諸国郡郷名著好文字又作風土記

○古今原始（黄最曉）唐太宗宰相監修国史（後代用之爲国史總裁）制史館

修撰掌修国史 按修撰之名始此

前代舊事本記

○太平記六 正成天王寺ニ未来記披見ノ事 宿老の寺僧答て云く 太子守屋の逆臣を討て初めて此寺を建て仏法を弘められ候しは 神代より初めて持統天皇の御宇に至るまでを記されたる書三十巻をば 前代旧事本紀とて卜部の宿祢これを相伝して有職の家を立て候 其外に又一巻の秘書をとゞめられて候 下略

日本書記

古への皆写本之謬誤伯白河家に伝へられし本 永万三年の奥書 書写と云ふ小字 釈日本紀の臣等とや 其の本乃写本 貞応 永仁嘉元 延元 康永 文明 永正 大永 享禄 天文の比の奥書あり 卜部家に以しといふ 其の後 文 仍當の外 之梶 称宜出口伝延佳の考校せしもの 数本を合せて 校正せしと云ふ

○桃葉(萃)葉抄 日本記三十巻 故殿 吉田神主卜部兼熈之説 以朱勘系 相伝之 至應永年号の事也

○続日本紀　元正天皇養老四年五月癸酉先是一品舎人親
王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十巻系図一巻

日本書紀

○続後撰集　日本紀をつたへてよめる　賀茂久世
千早ふる天の岩戸の明てより神代の事も人しらるらん

釈日本紀

○東見記下　卜部兼方撰此一部の内大問ハ多分寺答（兼経）
の問之摂ハ一条摂政実経の問之家経ハ実経の子之
兼賢（猶）ハ雅言（卜キ）也

帝王本記　一名　天皇紀

○日本紀通證　欽明紀曰帝王本紀多有古字撰集之人屢経
遷易後人習読以意刊改伝写既多遂致舛雑帝王本紀者推
古紀所謂天皇紀而厩戸太子所撰定者也古字者謂皇子
古名字也親王所自述既如斯宜也其難解乎

帝王系図

○続撰集　帝王図をかき侍りとて　中原師光
神代より今日まで伝はれる天つひさき（つき）の[illegible]久しさ

神皇正統記 六巻
後醍醐天皇の御宇の名臣にて北畠親房卿といふ南朝の
忠臣にて天子六代の人に仕へて准后の宣旨を蒙れたり 此書ハ
皇統の正統なる事を世代の次第を記されたるもの六巻
吾朝神国のいハれをたゞしきを旨とし 天照大神よりの系統を
されハこれらのおもむきを旨とし 我國史のもれたる所を補ひ
御しるし給ふ 我代々の正理にて天津神より宣んする事を書
しるし 皇位を継せ給ふハの世に 然れハ神皇正統記と名
付給へりとぞ
続神皇正統記 六巻
○本朝通記下に 此書ハ林学士の撰にて世にあるハ一巻を出す

東鑑
此書ハこの事ハ廣略の二本ありといひし 今世にある本ハ
そのうち略なるを下し武人の記にて北條家の事を書たる
鎌倉の間の事を記したる書にて源家より宗尊親王
の頃迄の事をしるしたり 文字ハ仮名
のまじりたる所もあり 其事を記したる [illegible] 時の記録を
記したるもの 林家に [illegible] 東鑑纂要一書ハ林
羅山の抄出のもの也
鎌倉九代記 巻ナ 此書ハ [illegible] 北條の事しるしたり [illegible]
を論ぜり 保元平治の乱よりはじめて代々の事 [illegible]
此書ハ 北條氏 [illegible] 保元平治の乱より [illegible]
史書にて [illegible] 北條 [illegible] 梶原 [illegible] かゝれたり
古き少れ [illegible] 抄出せしもの [illegible] 時代の清 [illegible]

家々のえらびを争ひ應子並所家を論し東溟を評
文とし此時学者の業を継て僅上古の作り語へ
い御教まし子孫うけし書きを成すの文を風流をなし
り東坡の黄山谷の詩の作ありて尊書院を抄せて
ら之し定来代までの此読之と説き是を宝とし人の
まで抄ひ多く東溟ハ萬古に卓し　東溟ハ此文を
好ておのれ多くとりて世にあり流布せし作り此文のみなる東
陵と労ひに中納言まで文此文の作しるして此代此
序にけるに於ておつるれし御書に小野子雲東坡大井の氏
康此代東八十五を此時せしより寫本傳の東坡抄は
行はれしてここにまたり

東溟信要　一巻

此書ハ抄し　東溟のあらはせる東溟を好みよむ世の人
ふかきところの多かるの解しかたきによりてとりあつめこの作しるべ
出てつくりたるの類をしもりて其作者に作らするもなきさぐり
求むる條件なかりし書出すことなかりしを一巻となす羅山
文集所添巻四編云因洲子云大雅君常好読東溟以労
其様宗城使患之抄之之と見へしとあり

二川分流記　上下　二巻

抑細川右京兆家分流と申は細川家の二流に分れ
ることを書しるす京兆家〔中古の管領職〕細川右京大夫政元
是と申は一生男女の語らひをいたし給はす魔法を行ひ給ふ
然に其法を好まれし故四十の年まて子息なし仍て
其の時の家来九条殿の末の御息を申請て家督と定ぬ
是の御名を聞て九条殿より之を給ふ澄之と号して細川殿の元に
やすらはれ候らいしや然るに其後細川家の阿波一門の中よりて澄元
其の此阿波は細川讃岐の守細川讃州の
益に依てせしか其の孫六郎澄元とて京都へ出し
とてられし故実子其の後を争ひ論出来其の子孫変りて
遂に是非を糺したる合戦に成りて其の始の事は永正
元年甲子比之〇上中下の終其は天文十九年庚戌四月　日

生島宗竹六十五歳の時書之と候 是以後は依恵 老先
一紙書之とあり ○同下巻始は細川高国の放始
以書付の永正元甲子年より天文十九年庚戌年まで記す
凡四十七年の事一巻とし是を依恵老不記之細川次第
云依所見 前天文廿年辛亥以来の事を記す
見えたり 天文廿年辛亥二月七日を記し始て永禄十一年
戊辰十二月十四日信長下国十五日誠前所にて到着之時は
京極高次太閤秀吉に参られしもあり 更に元亀
四年辛酉二月より[illegible]長き[illegible]生宗竹[illegible]
生島宗竹[illegible] 文禄年八十歳[illegible]
見えたり[illegible]

北条五代記

作者 三浦氏

三浦五郎左衛門尉茂信 法名浄心

北条五代記は天正年中の軍を以て見聞集と号し 慶長十九年まで
著す[illegible]
下略 史記 寛永十三丙申年の記あり
[illegible]
書を三十二冊の内より撰て[illegible]
日本四書記三浦五郎左衛門尉茂信出家して三浦の浄心
代々[illegible]北条氏
永禄二年の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

さしひ将卒の中に弓箭をもたせけるしも印をぬきんで慶
長の武将は大坂のさむらひまことに四男公の存生にて元和
改元の前にこそは本領の信を出し出して安堵へ給
ふし此下氏政より頼の子孫あり
北九万元永禄年中よりこれてより小田原に至
そ〆けるを太閤相模の北条氏をほろぼし給ふ此月十五日に籠
まで氏直も七人に物がたりし其の内の人に書おきて
こうさん下瀧ゐを行武蔵の信玄作者遠い書出しにし
内心は筆まて罷りぬ

北條五代記

此書のはじめに序を設しぞ考ふるにそのよしを見よ此集しるす
北條氏をしる人の代わりにやましくた信じて記せし江戸公方お
氏公元和年十一月御蔵元より寄附慶長十九年まで百年あまりの
ありしが七十三年のさきのことを書しるし北條氏元記録書
八代氏蔵より氏保氏康氏直氏まで五代のことの記を
記して十冊となるまさしきことを

四郎兵衛
木村主剣か男兄弟之　東照宮御一代のうち大合戦
四郎兵衛婿川　其方ノ家　長篠長久手之其外合戦
しく其七し其の男木村仲衛門信義其後武徳編年集成
ニ見ル時事ニ記シタリ

武家系図
寛永の比ニ御下知ニ而武家の系譜を仰出れ筆者
其外寛永系図といふ其の比のもの存や林道春ニ書
の本ニ同天和尚武家系図の事ニ見て寛永ニ到りしを
記之し諸候ニ其ち其の事を一同ニ悉しく見る

○活所送蒙六里（星）釣天和尚時有武家系図之事共赴関東
与君大笑有文名韓柳如知合絶纓為贈一詩指病眼
東行千里寄同声

太平記

○太平記評判目録一 應永の比唐船来朝して唐の官人明戸
計書を取寄せ太平記を讀せ候て其を清書し
て官人に渡したと云 横川の僧天界防鉄漢改名して四
十歩とと

○今案ずるに評判の書ハ元禄の頃の僧書なれハ時代ふるからず
其の比太平記諸文字全くなかりしにてありしハ
とてもたたんにハ見らるゝことなきことなし 其方一書
たらんぬハ書侍りてやハまつきそハ妄言なるべし

中臣祓

○東見記下 吉田兼倶云 中臣の祓ニ二の讀ありて祓をすれハ
まゐり神の心ニ叶ふよう成見ゆと讀し事をも祓
祓の時ハなかにとて讀なとくなり兼倶ハ知し侍り人之

○此ハ林道春の説也

○風水抄　壷加翁神の極秘傳之

○玉纖集　一冊翁切紙をあつめしるす之　十二巻かの家の秘之

○筒中あり　玉髄集から撰ミ八雲の類従のことを書のく
ことり
寶元法侯翁謹書之ありしといふ

○神代記　寶珍　一冊　筆一まくりて如漢の書とりて人字一字
またいかかしと見えてすいは不意なるものことも神代
巻の字一字ヽ仮名に筆あそびきと文教之

さゝ竹の記
八雲の神詠のうち三のかきね初一ハ垣を清す二つハかき
を隔て詠へしといへり

大和小学　　　　　　[illegible]の著
目しられぬさゝ竹のみよ元禄をもや是等心の中には我がしにいまする
今日まてこの書ハ清人の作り作りし物さこの書神代の
いつきに何となるへし あまきにもとより正史なる
記なりし見るへきを撰集なさゝ竹のよしといふ事ハ
忘れさる事なく好事の人の見るもしるへきと忘れ
まするへし あなかしこ

○日本紀私記
弘仁より康保までに七度講筵ありて講せられける時の記
○神代記
明月記寛喜二年ありける天暦年時許家成卿集大嘗会竹
明月記云天子季し多書を見ある人会を弘め名を弁し
こと大略を見る退るに於て見え伝書而抄
経済を後人也 被伝えし
　　　　　　　　　　　　　読而不害
○神語集
○神代直指抄　神代の古字古事の趣旨をあらはし正しく伝ふる書なり
○耀天記　天台宗の書なり 古記等を引き文義を伝ふる
○廣原生葉

○天地宝山集　この二書人境論に併て神仏合の書之
○宝龍接蔵記
神代随脳　吉田経房作
震気紀
○東見記上　神仏相混之書也　空海所作也　廿巻ナリ
○神風口揚草　三巻
度会延佳翁田丘利書ヲ此抄延佳記ヲ作之
○神風言汚草　一巻
同人作　渡会延佳記の作之
○神風演津草　二巻
同人作　享保十年乙巳冬書リ神代紀の作之
○日本紀事論考
同人作
○神代口訣
忌部正通作
○神代抄
卜部兼倶作

○伊勢二門極秘灌頂撰 河古祐浦口伝抄
この書ハ昔之庚化の御時神道論議のことへをて勅して出し
めたまひしを後小松院宸翰の奥也よし 其の中に云 伊勢物
語の章ハ文仕 清和當帝之天安元年 在中将居一宇
帝都をうつしたまふ時 業平朝臣作せられ 此は伝古
神秘業平朝臣来也とあり 是より古今世伝(秘)巻一
此かこれ書しき 後世の偽作 ことなき古へ加る
あつかりき名書まて也へりき

○神史考 多田兵部ざ月日古紀の撰者とその学考ある

○伊勢二門極秘灌頂撰 河古祐浦口伝抄
此書ハ昔之亀化の御時非道論議を勅定して撰せしめ
後小松院宸翰のおくにしるし其の一巻其の中に伊勢物語
の章ハ文治清和當帝之天安元年在中将居一五帝都
を立せられし時 業平卿作せられ此書作
者の非業平の来也とし有こと
後の学者この書ハいと後世に出てこの作者物語
の年月時代の様をしらさるによりてさとこの人の作代
を勢に作りて古へさまかりしき名の学のためにて
あることとにこの灌頂としるハ彩筆の書き(好)
ろはいうて歌の道西宮和の書せんハ同世へさん是紀な
とも古今集灌頂なと世の好めハ皆しるし也
了未し

廿一社記事
吉田二位卜部兼倶卿の作となり

會津神社志
無加文集に序見え會津君の男保科正經の述めらるゝ
らし　己卯
寛文壬子年季冬九月と作る

官職秘抄
平基親の作之此外ニ正治年中侍従序有大師西蓮等也同
作之

職原抄
惟寓六官位職の本源を記し置きにて例
をのせ挙られ職係みて職原抄と作る也
壺井義知職原抄辨疑并考證抄補にこの説明

謂此ヲミとい入り羽倉東伯ノ考ニ右ホ之友（安）任抄ニ
官位名抄ミとも以タリ
○字書職ハ主也業也品秩也職掌也

東山殿年中行事　一名細川家秘書
奥書云右ハ此記録ヲ先之叙中古之比以之御所様文政岳
連ニ被勤ノ也但記之者能阿弥尚氏不存ノ事之以被
覧之敬信正月廿簡月分許任之ニ余ニ之難ニ以参事存候
以今不遠考也
永正六年己巳四月十三日大館伊豫守
尚氏
京極右京殿　御後　御判智丹后

律令注文

○東見記上 淳和天皇天長三年ニ良岑安世清原公の令
注をせられたり義解の巻一の序ハ安世の自序之
安世ハ桓武帝の庶子也

官班記 一冊

○東見記林道春云 官班一冊 尊圓法親王 洞中官位のこと之
法中ニハ大僧正を大納言ニ当ル出家まて宰
相ニ行ハるゝ

法曹要抄

法曹ハ明法の官署之事なとしるせり律令格式の中よりも要を
きゝすをぬき出せり中ニ明律を引たる所あまたハ明代以后の書
何某述ッの書ハなしこれハ素よりなるにや作者誰とも未詳

○後漢書四十三周燮傳字彦祖汝南安城人法曹掾燕之後也

○経済纂要 入候説之手伝(献)と書　青木文敦書著

○刑法国学譯　同

○国家食貨略　同

胡曹抄　さヽせし

○南嶺先生稿本ニ　一条禅閣の撰されし桃華蘂葉の奥より
胡曹抄として装束の抄を従ふ胡曹抄といふハ縦之唐官
僕ㇾ竟の附(鳥)曹造衣しける竟の臣下鳥曹衣の製法
を立てコトウしきぬをころんとてころんといふ衣と號れ
鳥曹抄といへし何の故にて胡曹抄といふ歟是を知る
へきやうなし衣裳を製し初たる人の名を以て装束抄
の称としてありさまこ此胡曹抄の以外に知れたる其称に

○樵談治要一巻　文明の比常徳院殿へまゐらせて後成恩寺禅閤（一条禅閤兼良公之）
政の条々を注されしもの也　其使東(?)の時の[illegible]兼良この事の
宗祇再[illegible]
武家　文明十二年七月室町将軍義尚公にまゐらせし
[illegible]もの也

本朝月令
○明衡往来古事記官曹事類本朝月令以下の名見えて以秘
府略宗能の記照とる年中行事秘抄等心見一見行て付也
李若不見(?)也
○この本朝月令は花山院の御字(?)古事(?)惟宗公方の書なり
其ものより年々宗(?)の伝へて礼記の月令ぶりに
見えて而(?)もあらぬ

草命勘文（朱「華」）
○東見記上　草（朱「華」）命勘文ハ日本の年号の改元を要（朱「悉」）載たる書

天文要録
天地瑞祥志
○天台法集 天文ト安家暦名賀茂家泰隆師名ニ
天文要録并天地瑞祥志ハ将郎文作

改暦録事
改暦経ハニ出

東鑑暦算改補
年代家臣安家有益考之

天元術
○今ノ算ノ天元ノ一ト云数ヲ立テ夫レヨリ多方ノ数ヲ割出ス
云ノ天元ハ乾元ト云ヨリ起ル天一生水ト云ヨリ一ノ数ハ算ル
○後漢書卅六 陳忠傳臣願明主嚴天元尊正乾明之位○注天
元猶乾元也 易曰大哉乾元也

右春撰

一本朝通鑑　二巻

一同前編　春斎撰　三巻

一正編　神武ゟ宇多迄　四十巻

一同続　陽成迄　二百三十巻

一同提要　三十巻

一同附録　五巻

都合三百十冊　代金一包と申

一改撰諸家系図　三十巻

一同後編　附諸家二巻　弐百巻

都合弐百三十二巻　代金七十両

風土記

元明天皇の和銅六年に諸国の風土記を作らしめ玉ふの始

○万葉集仙覚抄ニ云於国郡々村等用二字用好字元明天皇御宇当今

二字又郷村等其名假名ニて或ハ三字四字もありけるを

従是風土記ノ時紀去官下ニ各定二字用好字也

○掲柱

此家徳四字治ニ漢氏の名所を集めて一巻とし
下上林浄土仏像をあらはし其の名このまま家の
書なりしま

○次家徳　小村善水云この書は若狭史北昌花堂法印綏也
編集丹後宮本社可代ニ奉りし時京家より給ふれしと云て
其序ておはせられし也神社仏閣の縁記を書とめられしよ
之ニあつめ給ひては此書中ニ在る事ハ足りしと云の次の条新また
其ニ伝ありて編集み侍るの事としてまかりて家の事
なと議論ありとせしこ

五畿内志誤謬　鐸

○姑府閑話ニ並河五一郎と云人名所を捨て五畿内志と云書を作
らりて松川書ありし伴此誤有り大和志其他の条ニ鰐を鐸赤
の巻の在るとまた鐸赤を紀伊より鰍て其外より鰍せて通読
鐸ありと此れも帰ての事物事ニて僑ハ鰐とよりハ大魚にて
奈陽と云魚なり人と並丹鰐と論しられてハ其んや鰐との
八幡まつりに掃部志ニ倍日羅の釜天満宮の町の事ニ立しと云
日羅ハ相車かきつる後ニて僑ニハ行きまた見ゆる記録の巻にて
見ゆくし之亭観世ニ僑とせし作り道まし僑の事ハ神社寺
ニまかりハ雲後まで付付巻ニまとなされしかハ寺付と二巻の事
此僑ニ僑とハ見て書文内の若倍の教行寺といふ案下ニ並如
甘寺にて教行信証を行ひしとまで教行信証ハ親鸞上人
て並如ニハ行ふ事二千住並如上人の教行信証にてまた有教行
寺といふめりゆやまり於しの人にてしかし

山城名勝志ハ京都名所古跡の書多かれとこの書をたゝしう
あつかへれハしかるにその書のもとハ出すかの貝原か載する京都の
大よその一説にハ行はかの宮本定基の名をあやまりあれとなし此とさへいはれ
林叢書の中の草子なとゝいひしをもてはやされしなり
不らすあつめへりてきゝて書はつゝめて山村吉作といふ友ちなかり
東林か物語りきゝて此度撰ように三四十年の後に出てたり
その書の撰者の名をも出さんとて楊名の記筆のふみを
買得て読むに従ひし
こそ序ハ此と名定基なとこの写本とそなへしといふ

類聚名物考

書籍部　二

葉の一本　六巻

此書ハ定之をの跡ヲ葉の一本ハ梅翁信し
光融入道西吟の跡をうけて世集したるを撰者して刊行
小瀬おもふ所ゆゑて天和三年癸亥霜月遠依入道
と更出向ひ梓子版行しけ世人しられ侍る
甚謹の懐を存そのあはれもなく篋中に秘蔵なりし
も去りし世の人其事に従ひ洩すに此し此書を刊すも
六本の全書ハ刊して顕者の梅とらん也

萬葉集　二十巻

撰者の説さまざまにあれど古今集の雑の下に貞觀の御時万
葉集はいつばかり作れるぞと問せ給ひければよみて奉れる
ふんやのありすゑ

かみな月時雨ふりおけるならの葉の名におふ宮のふることぞこれ

○栄雅抄に平城の御時撰したれば楢葉とはよめるよし

○明月記建暦三年十一月廿八日 頼應出従道之路之　於軍
被求和歌文書しば以て相傳秘本万葉集を
送遣之書状附羽林畢

○某年代記於軍ハ源實朝卿也 大臣實朝之仙覺ニ万葉
集の跋をも見へたり

○仙覚抄

○目安　三巻　仙覚ノ志　目安名　万葉緒(?)一名

○詞林採葉抄

○拾穂抄　廿巻
北村季吟作　並(?)此抄(?)もの也万葉拾穂抄(?)白(?)ニ歌万(?)葉巻
まつかねよみ(?)美男(?)四林　この歌ともしさる(?)ことなしと云
よく作らるゝ〇此所(?)いふ三山不知抄と云文を注して記す

○淮南子十繆称訓譬若伐樹而引其本千枝万葉則莫得弗従也

是説
家持家集タルヘキ○旅人ノ謌ヲサヽケタルヽ又初ニ謌ヲ
撰一二巻歌○雑歌相聞挽歌一部トスふて混雑也
○万葉ト云題撰集ノ十三ノ巻十一巻ニ日並ノ歌
ありと見ゆる京の時歌又十二ノ巻古キ歌
此歌ニ多入ル十四巻国風歌アリ国風詩ト同シ此歌
六巻謌之ノ精撰歌此後七八九十ノ巻ヲ家集アツメ
テ後ニ家持ノ外同人ノ撰ヲ不知○万又一様ニ謌レリ
漢文モ多入又山上憶良家集ノ九巻又此次メ可之十
五巻ニ文不八巻ニ今ノ都ノ歌有リ○此次四巻又續クミユ此
次三巻ノ又次六巻○十六巻戯歌誹諧歌又他集見○

十七〇十八〇十九〇二十 此ヲ合ス 家持ノ万葉集ヲ

△万葉（ヨロズコトノハ） 如字如（スノ） 三代実録ニ ―― 用和テ出 如字ノ字

〇刀篭（ヨロツノウタ） タコ 作説 黄門公 〇美具 称美辞也〇護（ホリコノ暑） サコ（カナヌフリニ） 和名抄

上字渇音無 須子ハ 賤子ニ 沙根（ナレ）（せ）〇背嵩

婦ノ夫ナキ人ニ名イハズ是古代ノ風俗也イヘシモナヲモ ――

高市山岡本宮与呂布（ヨロフ）調也具足シタル也〇恰―恂

当作恂恰日本記円（ウさミロヲモミロキミえ）害〇中皇命（ナカノヒメミコノミコト）

乳母ノ氏ヲトル続日本記出之ノ説〇間人連（ルミウトノヒリミコカ）孝徳記

深野（フカキミえニ）（フカヌ）〇軍王歌〇軍王遠ク皇居ト隔テミ節 人ゑ 乳母ガノ

〇ライ縮テリニ〇鶴寸役ニ〇明香川原宮

万葉集訓点之事 〇古点

〇天暦（村上）の帝の御時広幡の女御のすゝめによりてのたまはせて

源順大中臣能宣清原元輔坂上望城紀時文 是を梨壺の五人と云 みこと

のりして昭陽舎 梨壺 に於いて万葉集を和点させられ

を古点といへり

〇次点

〇法成寺関白 道長公 同女 上東門院（ホウミ） 道長のむすめ たしかにせられんとて法性寺

の和く藤原の和朝 加点のかた 長家 京良経 の勅にて大江佐国 大江匡房

孝言橘為仲 大江匡房 源国信 源師頼 藤原基俊 此等の人

して各点を加へられこれを次点といふなり

○新点

梓弓所 仙覚律師の点をかへしを新点と云ふ 広本の万葉集ハ
この仙覚乃校定をうつしてつたへたる本なり 見えたり
りやうしやうかりし詞林采葉抄ハまたしく見え 仙覚律のすきう
しめさんとて扁集をなし 万葉集のうかし 仙覚をたゞし玉
へり 拾古本集にめ見えられしといへり

古万葉集

拾穂集 大鷹 寿年 宝暦 ゆるしもしあてやましきふ云ふ不知焉
古本をおしせらして 古万葉集といふときゝえりもしめてふりかりめし
をかふるたハ何の椽 清輔朝臣の椽 紀時文讃岐椽 大中臣能宣
坂上望城之 源順 後撰集を撰ふよし 梨壺の五人ともしてそれ
天の利藤をさしめそせよふに 新古今のつまのりを清輔をもして
千とせよりも新古今 よりもまさりとも 歌のいつれと 家々をさきつ
新古今をさいおきていふめや 世の中しよもにかけてかうらん
後撰集を古万葉集を古き歌らしめしいふまてや 神かうへさし
貫之猶古今の撰ひえらしたを 新撰万葉集といふま
むかしのこれらをハ古きしめし されとも よろしきにものさし
こゝもちきころ 四季 拾遺抄集に古今集 後撰集の
序ともみりのゆゑもまし いうつしや 何まれてうきことのを
いふなるそ 六人の わしとひ あれんとむさふ人 さうきしものなるや

後撰集のはしめられきこし新万葉とそなへしと云
一きはこの時称て皇の清寧天皇の御世られしに謂
まてしひのやうにえらぬとして以ま史人名を著主
別名としつくぬ
○万葉の名はよろづの葉としたとへし 淮南子 泰族
剝葉不斃 一孔而生百隙樹一物而生万葉者所鑿不足
以為使 云々

古万葉集
○袋草子曰集 表人撰古万葉集続万葉集とは万葉の中より
山本平甚是古今初撰万葉集名菅家万葉集なし古今新撰
万葉集ハ延喜御時撰出しと云々 也 又云万葉撰者或
橘大臣 諸兄 或橘家撰

假名万葉集
清少宮内卿道長も上古の仮名遣ひにてかきよせられしなりと云

○拾穂万葉集
数派の作也といふ序者拾穂の北村季吟の作れる万葉拾穂
抄の序文を仮名にかきて清水浜臣学者を填しは拾穂万葉集の
古き用ゐよしみえし何きとしき名これをは今万葉集とい
ひまた書語りしなるへし

万葉名考抄　宗終

後撰集序　度会延佳
奈良の御かどハ万葉集古哥をえらひて
花のもとにとゝめ梅をしるせり　かの集の心ハゆるされたれは
隠しかくれきこえるをあはれハせり　そのかミのことを今の世まで
きゝしてしるへきとの事

○清少納言記　集ハ万葉集　古今　後撰

仙覚律師抄ニ曰 此つゞきの詞あまりて聞ゆ しかるをせこかいひつゝける
いつくは詞をそへんとて 言はあまる 新古今集の和の哥之体
古の哥万葉二巻 詞のあまりに聞ゆは多く 新をも出して 詞の哥之
あまりきかゆるをもらん あらんと 聞ゆる人は ふるき待離や
今案するに 古今の仙覚万葉集は 古今新古今の世よみ聞え
新古今万葉二巻の哥は 詞あまりき詞ぞ聞ゆる
今しもてとりし此むね ありてきこえ 今あるいは
まさに新古今を古今あらはすへしと云

古今和歌集
○此撰集の序には真名序仮名序とて二つあり 撰
つきてはあまたの説あり の詞はこれはとし
く書たるいとまにて詩人の序とし 山家詩集
の序とも 筆法にゆるすとしてふは 此代をふたゝびの道風の
朗詠集のことくなり
猶考
○後撰集序 延喜のひじりの御代には 万葉集の外の哥
二十巻をえらびて世に伝へ給へり いはゆる今の古今和歌
集是なり
○古今集の序に いにしへのことをもわすれじ ふりにしことをもおこし給ふ
とて今もみそなはし 後の世にもつたはれとて 延喜五年四月十八日
大内記紀友則 御書所預紀貫之 前甲斐少目凡河内の
躬恒 右衛門府生壬生忠岑等に仰せられて 万葉集に入らぬ

古き歌二つ三つを此集にもかきのせしなんとてまへて千うちもあり
中にも名高けれは古今和歌集といふなり

○今按ずるに古今集も万葉の歌七首入たるの外に万葉
集の歌のことばを多く此ちかへて拾ひ詞は是なれども実
は此万葉集の歌なるか入りといふ多しとて学者是を
も万葉やうを見てやましなれとも人は知れしさるは今
の万葉集は古き書の中にまさしく撰を集められしと云
は初の一二の巻なるの外には今此十一巻十二十三十四の巻なと
やうなんなるの外は家々の歌集なるの外の古歌なとも出
入すれは其はつめて今までの古巻ともとなる人今は
この事にも随文彼ありてしるべし　万葉集にかゝりぬ
寧楽の御代の歌なり今此平安の初大同弘仁の比の歌と
古とし　仁寿嘉祥なとの比より昌泰延喜の比まてを今

密勘　定家卿古今集注

和歌の庭訓ありてに筆を染させ給ひしても頭と
顕昭が注せし書を給りて中の御定の時古今をみ給ひより給ひて不審
仰せられしかは顕昭も古今は家々にて皆よりも押ていひそう見えたと是を
られ給ひし　只一の説　委細　若なる作にて歌の様の事ともうちいひ出す
仰せらるゝには何れも知らされし　仰せいまさ

十口抄　廿巻　冷泉家の先祖為家卿の説とそ

京極黄門定家卿単本々集

明月記建暦三年十月十三日 平岩傍好来従歌云 昇東階

長歌代集可書進造之由也 即書者乎ミて老眼不堪事能無

御定已難辞老之後 佐歌仙之ある心ひ筆跡不可過度也

此状不即書之

　世ニ此本ハ世ニ伝ハる所の天福本とよふハ先の本なり

　　是ハ定家卿の御筆至極之後らるゝ也

相模様卒ニ冷泉殿諱為久也の説のまゝハ紙不序にかくし書

名序無し 天福本也

又云冷泉殿文序京極卿古今伝わる我君ちりまゝや

ちよにさゝれいしのことを

○清輔袋草紙 廿七下 形しのころ内より古今集をめしておく
まいらせける おくに 前平卿家 家家 冬きやのこえん
たのしきに世はおほみくらをあてまうきけるの松やのらん

古今和歌草稿抄 十五丁 此書紀貫之并草稿の出とかけりしと
いひつたへこと草稿の之時の疑られけるを此人の所出之序の
赤字ハ弁并草稿の事あって此清輔の時六條を二つの注
とかけるとや清輔を三つのことといふもつともあるかれハ書
ここにこれなる 自の事ハあらね 御したし之 又六人九条人の上下
ありし条人ハかくされけし 文章にすえ□ 是をそへ候ひかりけ
いるへきりし草稿の清輔に清ていしとそ之といへる 又此人の事
しこまつハ論ひあらんと之とし 皆是拠の見出ここの書古
今草稿抄し一人の作しハ京極御門寺日蔵作とも書きこれ此僧草
記ハ此書在る基仁ハ一条経家の作りかりしよりの多くありなかりし
又此村平安何ら出し古今書陽抄に此出のあるを川田出目保力
出て草稿をおかも諸説の抄の出きことといへりよく
よのをきさし考へきなり

教端抄　九冊

○再昌院北村季吟が古今集の抄を集めたる書の目
録は古今余材抄両川用し　註抄　猪苗代(?)記
十口抄六冊　一葉抄六冊　永正記三冊　十口抄四冊　蓑笠(?)抄十巻
肖柏聞書七冊　伝素抄一冊　延五記　三条(?)　弄花(?)抄本(?)
宗祇聞書抄　栄雅　肖柏聞書伝素抄七冊　古今序抄一冊

古抄　四冊　作者不知

大十二部の註抄に宗祇注を本として一葉永正十口等諸
注をかうかへ用ひて注す清原宣賢説を交へ注し

○十口抄　六冊

○古今教端抄北村季吟作　宗祇法師東常縁別(?)　古今伝授の
時書ける抄物あるを肖柏に伝へ(?)　今此抄ヲ而
て二条(?)家之時　十口抄六冊(?)　杜(?)丹花(?)肖柏人にし
以(?)宗祇説を(?)　十口抄　十口木書(?)宗祇説　十口木出(?)注之
十口抄六冊を定家(?)に伝素抄を此抄と書
肖柏聞書を伝(?)注し　十口抄の説をもて(?)記(?)
し　肖柏聞書伝の抄也とて
○今云(?)この十口抄はかの宗祇の古今伝授して
これをかうかへふして其人のもとに伝てかいたれ
ば(?)かく表の説とてつきせぬといひならして古人
の抄物(?)にあらすそ(?)か(?)年代(?)かへりて註の(?)事
今は(?)くらひの世に広く(?)此(?)とのさきこの抄を注の本とす
宗祇聞書(?)　十口抄とて　十巻(?)の抄之といひ
伝へし

抑三鈔の趣にハおくりかきさし抄之ともハ別ニ同
六ヶ条をのせぬ此書と同しからず

十口抄
これハ古今抄之深秘伝（細川幽斎）の口訣ハ匠上の十家の家々の説を
ひろつめし抄とかやいふ今ハ見えず

一葉抄
○古今教端抄（中村平右衛門）七条左抄一葉真切紙之師条行り　六冊
古今伝授の口伝を備へ十口抄を本として諸家の説の中
ニ秘伝の多く付て如くを取りてまとめくし師説の秘説を
ここやかに注し二条家の家説ハ二条家流家々の秘伝
せし伝授の師説の伝ありて深く秘伝の講釈として伝授
是隠ならず注下の切紙伝授し此抄を秘用して
おもてまた伝しかたり

一 永正記　三冊　作下　某闕

古今聞書抄 宗祇作 奏明法印上京後法印へ古今伝授の
時書之法印ハ宗祇ニ伝授ス其後 聞書抄 六巻抄等
諸家の時書 等抄伝授し又冬家小路法眼 修淳 ト云 古満を
伝授して候し

十口抄

古今聞書抄 宗祇作 古今の十口出生校書之稚児付抄也

同ク出分

蓮心院殿書

古今集 能作 時書 古今 古今集ニ真性相して 宗祇作

ト古今聞書抄ト同しく

古抄　他本の一名　四冊

○古今聞書抄　季吟抄　牡丹花肖柏　古抄四冊是牡丹花の抄
といへるもの　古説の伝あり　宗祇の弟子正因の伝説なり
又此抄の古書相伝人あり　宗祇より堺の宗訊へ伝ふ
肖柏の弟子なる宗訊牡丹花肖柏抄といふ

余材抄　十巻

○古今余材抄　季吟作　契沖長享ありし抄に顕昭注抄に揚を加
へて書出せる云　又従元年十月八日作る事為定顕昭
云々　又元禄五年三月六日に校正を遂て顕昭云々
抄しなし後撰雅を筆して書出せり

延五記　二十巻

寛文(?)年中古今伝授の抄也　古今集を延五年にて奏聞されし
一抄を延五記といへり

伊勢の家集

伊勢の家集 ○ 拾遺集を観数

天暦の御時いせか家の集めしたりけれはまゐらすとて　中務

しくれつゝふりにし宿のことの葉はかきあつむれと留らさりけり

此歌

むかしより宿のことの葉は木の葉[illegible]落つりし之

今世[illegible]作りとられはとのあま侍へる

い[illegible]とのまゝやされとも今の本には中

に[illegible]の[illegible]は[illegible]家人の家の[illegible]

[illegible]たりしまの月はとし経り

き[illegible]りき

佐々木高秀古今集序抄　一冊

此本[illegible]序抄出し此[illegible]の中[illegible]して ○ 教[illegible]　日人[illegible]古今抄

[illegible]の[illegible]注解[illegible]

古今[illegible]の[illegible]り高秀は佐々木[illegible]

古今集注目録

貴[illegible]のあり[illegible]侍る[illegible]

顕注密勘備考抄

古今顕注抄（是は所見也）一条禅閤の御抄なとを略して一冊

の注解ならひに宗祇之序抄なとをも書入引用せり

今回考ふるにこれは顕注密勘と解の考抄とを二部合

て全部一つに読人かに抄出せしもの之これは何の年の事なる

の説なとも考へ合せたるものにて 五世以来顕注之

古今之顕注雑子考ゆへしと云

後撰集

○古本後撰集三 後撰集の奥書 或本奥書 拾遺集 [illegible]

名胡名字 名胡名字批把 [illegible] 二首の作者 [illegible]

胡名之此書後代之人或推其直し是非を記し誤

此集之古説也 正本直改 [illegible] 元年七月十二日 [illegible]

[illegible] 之 [illegible] 部 [illegible] 書 [illegible]

以 [illegible] 読合 [illegible] 定家 [illegible]

後撰集注　一帖

二巻ある是ハ為家卿の抄にて奥書もなし　ころハ仁治年
の此書なるもの詞を經とせし時称す又一帖是も同人乃
作とてあり後撰正義といふもの三古今著聞下細
奉りし向の語の趣とハ異なりし東野州か聞書や
あらん又拾遺集抄二巻古今集の十口抄とて一巻是
は十口抄ハ為家卿より為氏へ伝授のよし奥書あり
是ハ古今抄なれとも後撰にかゝはれる事ありてまゝ中川ハ
三代集の抄とさだめし後撰の事ハ十口抄といふも
の三巻あり其のうちの一冊なり

拾遺和歌集　すゝき

○後撰集序　中ころハ花山の法皇ハさきの中納言の集まに
すゝ詞をえらひあつめて拾遺集となつけ給へり

○明月記　寛喜三年九月十三日　新古今拾遺集校合の給持
手作筆古今校合之由　逢清　邂逅矣　首月深筆

拾遺抄　十巻

拾遺集の廿巻の中より藤原公任卿えらひ出して十巻と
せられしを拾遺抄として世にことにもてはやせし
なりさるは古今集はいふもさらなりまても此抄のしるしとされたり
廿一代の撰集は古今集を初として九まて二十巻なるかとの
十巻のものえらひて詞花集金葉集をは十巻にて撰はれ
さりまてそのほかは又公任卿の撰をかりしにはあらす金葉
てのちこの拾遺抄を藤原顕輔卿のために申しくまてあり
拾遺集をとり出しかれ好みまひきか出されしかは今は
八代集にはやまきのみとられしものそきては難なくへきことなく
多しきこそいうへせん世にはこの如しらることなし

拾遺抄　藤原四條殿家

春はまたいましとてひつる春すきて霞のたつ花さかな

〇このうたはいふうし

桜

○拾遺集

○古今伝授書ニ 公任卿抄出されしを自撰の如く集を用
ゐしは拾遺集といふ事なくしてハ抄を可用集といふ
事継の是之比奥にし

○今ノ拾遺集ハもと古き之をもと公任卿の作歌なるハ
まにいよりて其の中より取出して拾遺抄といふ名
十巻と作れるにより これを世にたしさされけれはこそ
その後ふえいるくれ 勅撰集の列 花今集にはこの抄に出
此の十巻にいまたせられしものなれはこの公任卿の抄事に
なりし故に 金葉集以下の書にはもはら此の古き集の撰の如
古き之しまとめられし所を此とのもはら集を用ひられは集とて
古きを用ひられは之さへに公任卿の抄出は拾遺集に集といふ
書とへこれは抄を一向用ひぬといふは撰者の誤みゆるは一定の誤なる
其さらにいふも

千載集

○明月記 天福元年五月十七日 千載集正本 故入道殿於五条京自
筆 武士手書写所書 拾遺抄書出 為家卿へ申
書之 雑旧損入道 卿(朱) 中間被損下 之御前被
○同七月廿 千載集の仲 子細有被読上帖 被読其書巻
之後無所入事 無雪 還信多候 自去年云々
千今日出被上帖出始 八帖 此集継者 但異形 年月未云
去祖之由者継該 無不如何用出 在之此行 不見
然以之由無相 方事 但此事 以為不此之朝 見之例 難様之
之本や 雑抄出し人 之城 詠請 於於 取服 方本居出 若文 亦
各別之 ○八月十日 出時 千載集下帖 正永 老骨之話
如此集之様 被次書之 撰者

○山路乃代記曰　勅撰を新古今集と云元久二年三月二十六日
尉胡歌京都にて新古今和歌集をゑらせ竟宴あり
まゐらす其の中に新古今集ハ去ぬる三月廿六日撰集し
同じく竟宴をいとなまし竟宴あり新作れど撰者の為にこれ
ありし之よし御筆宣下をいだされける好みすぐれたる故に
日本紀に撰を入られしと此の御定にて額を御製をそへらるき
忠れ知らけれど和歌ましまして三条の御厚に和哥の心様古
海をも除き此集の外古今に入られ諸人もてなされける
或歎をも云けるを見て後京極宣旨にいだしまして達まき
きぬ也も悦て和歌ひとへによりて宣下あり
御筆有る事なりけれハ大じ御感の御事和歌を大切の沙汰
古今の哥を御物御まし御詠もたまへ見る
ふりけり

新古今和歌集　作者

勅撰新古今集

相模従三位藤原定家朝臣文庫にありける勅撰新古今集
ま雑下巻をひらけば従三位家隆卿撰者の一人なり
御書之写也

今案ずるに明月記を見れば新古今集を撰ばれし時日毎
に勅定にて増減ありしと見えて去ぬる後成らぬ事を
あらためられ後には竟宴の後も年々に叶ひ難き
事ども見えて今の世の古写本と違ひ多かりしと見れば
其の事ハ竟宴の後まで増補ありし事故に変わらぬ

新勅撰集

承久三年より世の乱出来て新帝（懐成親王）を廃せ
られ後鳥羽院ハ隠岐へ順徳院ハ佐渡へ土御門院をハ土佐
の国へうつしまゐらせけるに土御門院ハ阿波へうつらせ給ひて
十年のうちにおはしましけるか寛喜三年十月の頃崩御
ならせ給ひし年貞永元年にハ後堀河院順徳院ハ存命なれとも御
子なりけれハ定家卿にこの新勅撰集をえらハせられけるに
なのらひ時世をはゝかられけるにやこの三院の御製ハ一首も
入られさるの事の隠岐佐渡の院はつらひやこの集に御製を入れ
させ給ふへきに天人一首御詠を入られけるハその御方ちかゝりける
はりける時の御詠明月記文暦の日記にはその故を記し見え
さりとはかゝれしさまなし

新葉和歌集

序ハ後醍醐天皇の皇子宗良親王これを序す其序にいはく呉
竹のよの人数につらなりても三代の御門につかへ和歌の浦の
玉拾ひては七十の春秋をかさね藻塩草かきあつめ玉里の和歌
道ハ昔ハ此道の業たる者まれにしあれハ延喜天暦の
御代に深き名ハ万葉の古今の撰集はあれとも道もさかりなりける心
ひとり延喜の昔ハ末の世まてもあふきしのふへしかれハ元弘の初より
下れ和の代まてそ世ハ三つき年ハ五十年のうちの世の
ことはまてそひいつまてもおもふこと見つけとひはかりせる言
葉をも玉の光を得る道を撰ひをさめ人の心の種をもとゝ
して人をみちひきて見えたまいしことはまて千首四百ちかき
まり歌をえらひつゝて新葉和歌集となつけしかと
これらいつもかる此歌の外に山ほとも見えけれハ天

のトひろうにまて拾ひ拙ふるんなるハ出ひたりよきにひかれ
をたまうさうに今勅撰にあらざるのみならず
みかど幸のさひをひ奉りこそ僭ひの勅撰何事ぞ
まうりて不とゆるさめ是て弘和元年十月二十三日奏覧
ありし

○今案ずるに是ハ南朝にての勅撰にて廿一代集の外之弘和
ハ南朝の年号にて北朝の永徳元年にあたり

余が考ニ新続古今集ハ南朝の臣ノ歌ヲ撰ズ故ニ此ノ集ヲ新葉集ト名付ト云ハ或説なし
余按ずるに信明の今按ハ誤れり新葉集ハ永享十一年よりハ四十五年も以前に弘和元年北朝の永徳
元年に撰定ありし新葉集の初ニ申さるゝハ新葉集撰申ニ家臣親王家ヲ撰
撰者之集撰ハれ時ハ名字つきて僭事ありて撰集とすれ何ぞ世中にも聞えいすて
の勅撰集をもて撰集の名あらし事元を今ハ出して撰集と人ハ言き
それハあらぬ事なるし思ひてけそしあり然るハ勅撰集の時思ひ寄て元りまれ
らうしをと勅撰に准えんの編をりしかて再ひ撰ひあらためられたるハ永和元年なり
此末の説ハ誤なり

新続古今集

○南朝にてハ永享十年戊午八月廿三日飛鳥井権中納言
雅世新続古今集廿巻を撰す此集にハ南朝の臣の歌ハ載ず従
後亀山院の御製四首花山院長親卿和歌ハ（法名耕雲 明魏等）
吉野の時人の歌六首入りしを南朝の官位を除きて
明魏法師とかきて明魏の歌六首入る何ぞ北朝へ帰服
之時小島村崖の歌一首これをのせ当代北朝の臣たるに
よりてなり

○今案ずるに此時北朝の撰集に南朝の和歌ハ載られたりし
南朝にて此時新葉集撰ばれたり

老人雑話ニあり
○江村専斎雑話上ニ云、其の町人ホ得たる云、京ニ仁斎の新勅撰細川
幽斎求められし時、出白銀拾枚なり、其の時第一の貴ニや、今ハ
烏丸家ニあり

新撰集
十訓抄 貫之老人ニ余なりけるにかゝりてえらぶと
なつけいひしは撰集のはじめなりきたる延長八年正月に土佐の任にくだりしを
きゝて醍醐帝さらにまうして前撰のかたちにまうしてや
ふる紀淑仲の序に云、貫之鉄濟羅伊豆将帥上、新撰山陰松紛雲之
所也、法湘深秋行思凍声而幽付教、納言勿以覧拾
これまうされたるにてまうされたれとこのうたふるいく今の世
にはさ此新撰髄脳とてあまたあれは僻作のことのと

萬代集
宝治二年の夏書にいりし夷本なりし時今多くとあり

拾遺風体集

○冷泉為相卿　乾元二年撰　拾遺風体集と云撰也
是ハ撰人の撰不知ニ而　萬葉の歌　百首よ　当分よみ
に而有のやまとハかな　よみ人の読たる中ニ　古今の
歌あり

ひとまちていとなきうき世中のうきこと何ハ世にしも
○此集撰ハ為相のえらみ也

○未来風躰　桐原隠居也
しらすなん
○撰のよし未来記と云人の事とハ未来風躰とそらんし　又文安慶十
一年ニ尾張の国にて　藤村三郎と申者を　自筆にて書せられ
これは此の外ニ未来記とす

○言葉集　撰者未考　詞花の前歟　此比乃人のよしみ
をあつめしなるべし　世にまれなり

難後拾遺

○言葉集ニ後拾遺集ハ撰者いはゆる世の不用作り者ナリ
に候ふの歌仙経信卿をさしおきて沙汰せられける故
にこの難後拾遺を経信卿の作とぞや申之

○この難後拾遺といふ書ハ皇朝にてハ是を始とする
にやされどもかれこれをかゝれたるにもこの前よ
りさきといひけれ然るに唐土ハ荀卿に始りて宋玉
らとききまてたる云ふさて唐の柳子厚が非国語
なと言ふ類ひいと多しこの難後拾遺の序ハ水戸
北義公のもとめられし扶桑拾葉集にも載られたり

唐書は宋の嘉祐中に宋景文欧陽文忠の人々に言て唐
書を修む時附帯に呉縝といふ人その官属にかゝらんと
上書しかとも年わかきにとて入られざりしかば新書の成りて
後その瑕疵を指摘し糾謬といふ書を作る後刊行し
て世に行はる王明清か揮麈録に見えたり文献通考
には唐書糾謬二十巻と出せり此書は当時の命令に
依て撰ひしにもあらさりきとて版本せしは世の知る所なし

雑纂集
この後あれは不忍

雑玉葉集

雑峯白集

峯白雑峯白並評一卷
誰人の作とも知れず南京北闕の詩文を論り

古代六歌仙歌集

仙覚之万葉集抄ニ元暦集古六歌仙集など新撰ハ所ア偏や

六歌仙集若古歌抄 柿本人丸歌集 山上憶良類聚歌林 笠朝臣

金村集 高橋虫麿集 田辺史福麿集や 此外大伴家持歌集もあり歟

柿本朝臣人麿歌集

山上憶良類聚歌林

笠朝臣金村歌集

高橋虫麿歌集

田辺史福麿歌集

大伴家持歌集

今歌仙歌集ハ偽作也

此集ハ難すへきもの多

三十六人歌仙家集

河社契冲三十六人集 万葉集より古今に後撰にこの

外大納言公任卿みつからゑらひてかの歌人をあつめて世に

てらされしよりかはりてさまさまに書写し

ことともにあつめたるは三十六人の集めたりける世に書之集

そもそもの中にこそ家集あつめたるはいふもさらなれとかくて

見るまてにおよひけりまして此集ハ類ひなきこと

されにあれハ又家の集撰ひ置て其文採撰ことなれ

里御あり父の家の集を撰て定めつゝ世にうつしまれ

此の他先を入られたる也とかやされし 歌集つゝき

見しかれ世にそなふ

○千載集序中[illegible]三十六人集
をかきて[illegible]つかはしけるは[illegible]つけられ
まつりけるさしはさて[illegible]つけられたり
けり大臣大臣にも[illegible]

なし

このうたかくこの集を[illegible]

今[illegible]卅六人[illegible]歌集の[illegible]
[illegible]

人麿家集

[illegible]人丸の集はひとつに[illegible]しかしき[illegible]万
葉集の中に[illegible]ぬ歌を[illegible]千年の歌を
あつめ[illegible]
[illegible]延喜天暦の後の[illegible]
[illegible]
これ拾遺集の撰者にも[illegible]
[illegible]の江の[illegible]
是は新古今集[illegible]人丸とて万葉集[illegible]
[illegible]をいかに隠せ[illegible]
[illegible]
[illegible]時家[illegible]

見一白鹿射中之明晨尋避血矣 今按依之巴射止 毛之跳血設加判 今り
田舎にハや詞にや紀(肥)[illegible]の字の[illegible]を[illegible]けた
まりぬ
○仙覚万葉集抄廿一紀州集并に万葉集みな證據
これあり[illegible]人也新集山
上據とし[illegible]集并[illegible]集二[illegible]
唐集 田舎之守[illegible]唐集也

紀貫之家集
後撰集十八雑四 貫之が集をかりて返すとて讀
侍りける 兼覧法師
ひとつたちのこころをこそあれ人こころかれ
こころハのこれかり
けし
いにしへのちのこころハかすけ[illegible]をかりたる紀君の玉章
紀時文かりとこつかハしける 紀時文
清原元輔
女しらん昔の人の玉章をきて[illegible]むの跡を
この家元輔家集のと[illegible]集を今
かりこえしまうりとりて[illegible]
かしくとわりくこのおろかをすてて神[illegible]老

後撰となり

○今按するに後撰和歌集ハ天暦のころえらはれけれハ
忠見もその上手なりけれハその家の集をたてまつりたるに付
しかるにその忠岑の集をなかく忠見のさるものとする文
かれハ後世の人のかきかへたるにやあらんしかるを
なしけれハなりけるや

壬生忠岑集

○壬生忠見集も父の作せしとて又忠岑の歌をあつめし
なりとそいひつたへて来りける
この集の歌はいとふるめかしく古体の人のおもひつゞくる
君か代よさかゆへしといひしはここをせむ物をたてまつりしの後
○今按するにこの何某のさ作られハ父の忠岑の歌を
忠見のえらひて撰集ともしたるに忠岑の歌ハ
錯乱せしもの多きハ古人の物語にあらはして伝ふる事
ありしものと見えたり

新玉女住集

六百番歌合寄海人恋　顕昭

こしかたのしほのかりそめにおもひよる恋のうらみはいとなかりける

俊成卿判詞云新玉女歌の事にてと申たる事ハおぼつかなし

新集に後撰しまでとあるものハ此語之女房の歌にて

まてかたにつきつむ海人のもしほ草烟ハいかに立ぞとや君

伊勢の歌也

今案ずるに判者今ある本ハ古しきこえれバ其文ある本と入の

本と今の本と異なりしと見ゆべし

無名補和歌集

○後拾遺ほか　家集のものよりえらびつれる　無名補親

花の末之紀のもとの下をかきつめてこのもとよりやちらんとすらん

このもとにありける子許をしるすなり

伊勢名補歌集

○後拾遺ハ　伊勢名補が集とて　人のこひしきおもひを述べて

つらいをとて　康資王母

たつきをハかきつくすなるものかはあまのかるもと草つりして

拾玉集　七之　慈鎮和尚家集之

奥書　和尚法印御自筆本

康法印者唐之碩学之記今所持懐紙藤原自筆

撰作謳人錦繍者也於集之御輔子九条前大臣之御出

好之時經十九年矣天下要章世上證之秘録并哉書冷

之經出韜曾不經前令玉葉付之經書寫編门議法

参し実明称阿和尚し擁護也不堪仍悦碩逆令注于

時貞和三年五月廿三日　吉水末流　常円 証書記

月不算粹ききこしいふ御まのこれるあをしひろめたりしつ

翊子九書とし時称紙裘我ゟおほすなる

いまこの和歌の御ものとる算足ゑかきおしあまくのこと

長秋詠藻　藤原俊成家集

○古之俊成卿ハ皇仕三年六月廿九日法師老若于時家皇居

玄之の庵名長秋之紹名俊成の家集長秋詠藻是也

拾遺愚草 改名拾玉集

相模侍従 拾遺愚草 云々 中納言定家卿の家集なり 撰集ニ二百首許 入集せり
おなじ卿の和歌 秀逸の歌を 撰ばれ
たりし 又 拾遺愚草 有
後の世の人 この集を 撰び
集と いふべきにや 新古今集の比より 此卿の御歌
これを 拾遺愚草 とも いへり
かの人々 かの御歌を 人々 歌人の
学 せん 事 に 心 ある べし
人々の いふ を きけ ば いと よし と いへり
さる人の 世 に い まし て 拾遺 の 歌 を
え らび たれ ば 以て 是 を 名づけ て いと
ご と なる べし
―― 明月記

東宮の 拾遺 すなはち 慈鎮 和尚の 家集 なり
拾玉集 と いふ 和歌 百首 の 内 慈鎮 諡号
しき 慈鎮の 庵名を 撰せし と いふ こと

曽丹集

曽祢好忠の家集也好忠ハ丹後掾に補せし故曽丹後掾といひしを
又略して曽丹といひやゝしてつたとそいへりとかいへるよし袋
草子にみえたり

和歌五手　酒原京蔵撰　家集
○後陽成九代記九條慶長三年七月子　中務卿親王延
年より西園寺元年まて誹せしくて和歌を書しめて
和歌五手とて萬首ならんと文年請きて和歌の
うちこ三百年先ひと撰して　風今古の為
ことて前民部として為家ともてれ許しきたりての
中ニ人乃耳目ニ哥すつて和歌を為家
入たらく雑書となしせられたり
和歌雑談　三条西殿之隆家元万石故禁裏
御前に語りしを云

逍遊集
松永貞徳家集之　四巻　詠哥を逍遊と以題

曽好法師家集　五巻

能因法師家集

この外に双林集三巻ともいふ　九条家
集とて一条院に能因か家集とも和泉式部秘抄にいふ能因か家
集と云は能因か時代の人の家集とも能因集擬
業と風もて能因か家集とも云ふ

深窓集

後拾遺集序　右京大夫通俊　このかみ大納言公任卿
これらかなる歌を一巻をひろめて　ふるきしけるに
なかに玄々集といへり

金玉集

後拾遺集序　右京大夫通俊　このかみ大納言公任卿
今は古き歌をとりてえらびたる　藤原公任
出てゝ三十年　此玉此集となんいひける

伝承和歌集
後為法師の為集之

遍照寺宮御詠草
後水尾院の皇子道晃法親王の御作百首集之

東久世駿河
竹風和歌
六条
玉葉別
経重卿

玉露和歌集
一名 玉露藻集 又云玉露藻集 又云桐葉集
此書ハ烏丸資慶公の家集之 光広公孫資慶卿光広公より相
葉集とハ予つきて後水尾院の御方の桐葉御歌を
後水尾院より御給ひてその書人々百首をも 桐葉集と
とのそ御製をいけて御製をとりて一名桐葉
集一名玉露藻集とて文明比の集よりも古きは玉露
また桐葉集の集之
勅撰御歌二層 貴已然照高院宮道晃法親王
に御親筆御宗匠一生にし秘蔵文別に而御
其証に証御一小冊に御書切紙に御御書勅也
増御調文字御考や御写申しし候御中に
野考也 寛文三年癸卯仲春中院日 定北内院
美蓉軒
こ此書ヨより後水尾院御作にて玉露御任
まかりまかくしにて後文野御そ比ハ一ちの一そ上

人々此いふ事は文を拵りて名利をも志すにしる
しる無者へ告しよくなきもの也

雪玉集

西成堂稿 第二 雪玉集とこの本ハ雅雲集と
以下逍遙院殿をしやまとしく雪玉集と
題よりいうる かの集ハ三条西逍遙院右大臣実隆公
乃集也

峯白集

こちくあり
章程子拵字其臣ハ拵侍従とて後又は城族て高
野山へ入て後能了て実名の宝山に寓居して判ハせしを
先備了し人々歩集了其の比怪富義みなと注
肝要て蒐輯出来して集しかハ如此文集出き程
山文集とよみえたり

叶集 第三 若君のうちは
夕霧神門也ときや日頃てし是を此記しおきて渕ん
これを沙門御所よ衆生下の家文ハいう所して此のゑへ
なんと益ひしる西山中二成ハ此次の集の更なる
不にけ此家ハなりて
きかしきて夕けいとのしはしは折まりきハ寄 わかましく
といふ家とし大事なり 平家の諸多きに此家の也よまいか
きうきうく——

自遣歌集
栂尾の高辨上人の家の集にて法花経七[illegible]

漫吟集
契沖法師の家の集にて

冷泉為尹（たゝ）卿千首

信田来千首
南朝皇子宗良親王の御詠にて

後度為千首

享保千首
霊元院の時にて享保年に詠人を撰めし
千首之

堀河院百首　二初度　後度
この時まで百首二度ありて初度のことは堀河百首と
いひ後度のことば次堀河百首ともいふ初度の百首ハ権中納言て
藤原公実卿の家を初めとして詠ませ給ひ[illegible]第[illegible]上
百首の歌なれるを[illegible]いはゆる堀河院にて詠まれけるの
[illegible]まれのことをきこえきさる
事[illegible]きんとす、これ詠まれ公実卿の歌なりし百首
の和歌に此初度を初とする[illegible]よりても[illegible]
[illegible]院の[illegible]の百首てとも[illegible]それハ後度の[illegible]
めりまや毛後の百首ハ是を初とする[illegible]べし
次[illegible]かの[illegible]百首を初とす[illegible]初度
ハ権中納言藤原公実卿の勧進之歌説に後度
百首ハ永久四年の[illegible]し[illegible]上[illegible]

○太郎百首の歌は撰集にのせられしもの二百四十首余あり

金葉集 四十五首　詞花集 十一首　千載集 七十三首
新古今集 十首　新勅撰集 十四首　続後撰集 十七首
続古今集 七首　続拾遺集 二首　新後撰集 廿首
玉葉集 八首　続後拾遺集 八首　風雅集 十六首
新千載集 七首　新拾遺集 十首　新後拾遺集 廿五首
新続古今集 七首
夫木和歌抄 二百十首入り
続詞花集 未考
新葉集 未考

○古今百首作者は同じく一家十四人 今百首作者 異本十六人 栗本抄ハ十六人とす
十五人とはあやまりなり

一名今鏡にいふ

○後世後 巻二 たまつさのきし 此の歌どもは今古百首歌おのおのよせられたる人々は
あまたの男女僧まで歌人とて名高き人々
なりけり 大臣殿の君にて歌よみける

○今百首作者人数は十四人といふ
藤原公実　大江匡房　源国信　藤原顕季
藤原仲実　源俊頼　源師時　藤原基俊
隆源法師　永縁　紀伊　河内

○異本十六人の作者は此十六人の外に二人加はり信濃内侍
三首ほど又信濃の前の名前の百首の古本に十六人と
神祇伯顕仲　永縁僧正
此十六人の作者の家々古来より今　新勅撰　古今集
古今抄にも作者を同じく撰集に撰世撰にも男
女併せ撰するは隆源の永縁などをいふなれども
是は十六人とすべし
○別本作者十五人といふは、この十六人の内神祇伯顕仲なきを

かくすへてそのこと

○萬玉集廿九凡百首無双之境代々衆望之儲也
併百首于時紀康和大輔殿證卷之時者
初学入門諸家古今集源氏流風也百世慕者

永正十年猶月十五日

櫻陰逃虚子 下巻

○長禄百首

これ百首ハ後京極殿のよませたまへるをはしめとして長禄
とはされし 定家卿へ見せられし合点批判ありて清書
する事也とあることを見ありしかしてはたて奥書見えたり さてこの
長禄も似たるなとしてさらに明日記にこれ名付く
つけさせしハ彼の時を待の人をまてさしとつけしとその人
乃名として見せられ申すへし ひとさるの作り
名をはゆるされし也

○明日記去禄元年十一月一日天陰陽寮問見長禄和歌長歌
この記ハ玉葉の中なれとも明日記をとて見えさる事とする定家にて
の事ありてひろなれハとりて明日記を補へり

○同上記貞永二年二月三日天陰陽快晴野光兼朝臣出し百
前在る 信弘禅

同上元禄元年九月八日夜雨降若狩野右京亮致
若年寄若年寄 若狩野 大久保若年寄侍一世人 十二人之若衆(?)傳しこと

山澤氏康百首
○山澤氏康氏ハ氏康百首の目録を奉返上せられ
遺逸候ハ此会ニ而をも蒐めて奉りける

三条亮百首和歌
保信遍 秘蔵百首の傳りしハこの書のことなりと家の為に久しく
せし年月をなしける若くまたまかり家に傳へたる
百首を梓にて百首をなきものとめて京都に於て郷の奉納
ありしをしもとて下されきとて
雑題百首 一名藤川百首
相傳候事也 徳仁年中二間 為家卿自筆
つまり二首詠出好きを傳へる 此若狩野ハ藤原の家集
此題百首雑從卿詠之所を定んに京極為兼卿に
百首詠得て此百首をなし出されたるとの事
末生詠ハ不如何ならん哉

字也　事物に一字也　とかや

○桐沢随筆三隅の頃より人に仕付難しと[illegible]

玄宗卿の一字題と云ふ[illegible]にたりしにや雑念

わかされども今にその名を存して[illegible]にや

蕉岩[illegible]　やつかがやつ

○徳永志に蕉岩は桐川[illegible]の好[illegible]蕉[illegible]

の下[illegible]の名之[illegible]桐源[illegible]となりし時[illegible]

[illegible]蕉岩ともかく蕉岩[illegible]として[illegible]桐

の[illegible]三[illegible]藤岩[illegible]

り称すといへり

国立公文書館
National Archives of Japan